

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 5月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第33号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和36年佐賀県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後	
<p>（建築物の定期報告）</p> <p>第6条 法第12条第1項の規定により知事が指定する建築物は、次の表の各号の左欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分が当該各号の中欄に掲げる規模のものとし、<u>省令第5条第1項の規定により知事が定める報告の時期は、当該各号の右欄に掲げるとおりとする。</u></p>			<p>（特定建築物の定期報告）</p> <p>第6条 法第12条第1項の規定により知事が指定する建築物は、次の表の各号の左欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分が当該各号の右欄に掲げる規模のもの（<u>同項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物を除く。</u>）とする。</p>	
用途	規模	報告の時期	用途	規模
1 劇場、映画館、演芸場、観覧場（ <u>屋外にあるものを除く。</u> ）、公会堂又は集会場	床面積の合計が300平方メートル以上のもの	<u>平成4年を始期とし、3年ごとの9月1日から11月30日まで</u>	1 劇場、映画館、演芸場、観覧場（ <u>屋外観覧場を除く。</u> ）、公会堂又は集会場	床面積の合計が300平方メートル以上のもの
2 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店	<u>階数が3以上であり、かつ、床面積の合計が500平方メートル以上のもの</u>	<u>平成2年を始期とし、3年ごとの9月1日から11月30日まで</u>		

改正前			改正後					
舗								
3 旅館又はホテル	階数が3以上であり、かつ、床面積の合計が300平方メートル以上のもの	平成2年を始期とし、3年ごとの9月1日から11月30日まで						
4 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は政令第19条第1項第1号の児童福祉施設等	階数が3以上であり、かつ、床面積の合計が300平方メートル以上のもの	平成3年を始期とし、3年ごとの9月1日から11月30日まで						
5 下宿、共同住宅又は寄宿舎	階数が5以上であり、かつ、床面積の合計が1,500平方メートル以上のもの	平成4年を始期とし、3年ごとの9月1日から11月30日まで	2 下宿、共同住宅又は寄宿舎	階数が5以上であり、かつ、床面積の合計が1,500平方メートル以上のもの				
6 事務所その他これに類する建築物	階数が5以上であり、かつ、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの	平成4年を始期とし、3年ごとの9月1日から11月30日まで	3 事務所その他これに類する建築物	階数が5以上であり、かつ、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの				
			<p>2 省令第5条第1項の規定により知事が定める報告の時期は、次の表の各号の左欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建築物</th> <th>報告の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		建築物	報告の時期		
建築物	報告の時期							

改正前	改正後	
	<p>1 <u>政令第16条第1項第1号及び第2号に掲げる建築物（同項の規定により国土交通大臣が定めるものを除く。）並びに前項に定める建築物（同項第1号に掲げるものに限る。）</u></p>	<p><u>平成28年を始期とし、3年ごとの9月1日から11月30日まで</u></p>
	<p>2 <u>政令第16条第1項第3号に掲げる建築物（同項の規定により国土交通大臣が定めるものを除く。次号及び第4号において同じ。）のうち、ホテル又は旅館の用途に供するもの</u></p>	<p><u>平成29年を始期とし、3年ごとの9月1日から11月30日まで</u></p>
	<p>3 <u>政令第16条第1項第3号に掲げる建築物のうち、病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等の用途に供するもの</u></p>	<p><u>平成30年を始期とし、3年ごとの9月1日から11月30日まで</u></p>
	<p>4 <u>政令第16条第1項第3号に掲げる建築物のうち、下宿、共同住宅又は寄宿舍の用途に供するもの並びに前項に定める建築物（同項第2号及び第3号に掲げるものに限る。）</u></p>	<p><u>平成28年を始期とし、3年ごとの9月1日から11月30日まで</u></p>
	<p>5 <u>政令第16条第1項第4号に掲げる建築物（同項の規定により国土交通大臣が定めるものを除く。）</u></p>	<p><u>平成28年を始期とし、3年ごとの9月1日から11月30日まで</u></p>

改正前	改正後			
<p>(建築設備等の定期報告)</p> <p>第 7 条 法第12条第 3 項の規定により知事が指定する<u>建築設備</u>は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>エレベーター（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第41条第 2 項に基づく性能検査を受けなければならないもの及び共同住宅以外の住宅の居住の用に供されている部分に設置されたものを除く。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>エスカレーター</u></p> <p>(3) <u>前条の表の第 1 号から第 4 号までに掲げる建築物（床面積の合計が2,000平方メートル以上のものに限る。以下この項において同じ。）の居室にあっては、法第28条第 2 項ただし書の規定により設けられた換気設備（政令第20条の 2 第 1 号八に規定する構造を用いた中央管理方式の空気調和設備に限る。）</u></p> <p>(4) <u>前条の表の第 3 号及び第 4 号に掲げる建築物の室（建築物の調理室、浴室その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けたものに限る。）にあっては、法第28条第 3 項の規定により設けられた換気設備（自然換気設備を除く。）</u></p> <p>(5) <u>前条の表の第 1 号から第 4 号までに掲げる建築物にあっては、政令第126条の 2 第 1 項の規定により設けられた排煙設備（政令第126条の 3 第 8 号の排煙機を設けた場合に限る。）</u></p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1167 252 1637 427"> <p>6 政令第16条第 1 項第 5 号に掲げる建築物（同項の規定により国土交通大臣が定めるものを除く。）</p> </td> <td data-bbox="1637 252 2040 427"> <p>平成29年を始期とし、3年ごとの 9 月 1 日から11月30日まで</p> </td> </tr> </table>	<p>6 政令第16条第 1 項第 5 号に掲げる建築物（同項の規定により国土交通大臣が定めるものを除く。）</p>	<p>平成29年を始期とし、3年ごとの 9 月 1 日から11月30日まで</p>	<p>(建築設備等の定期報告)</p> <p>第 7 条 法第12条第 3 項の規定により知事が指定する<u>特定建築設備等</u>は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>前条第 2 項の表の第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号に掲げる建築物（床面積の合計が2,000平方メートル以上のものに限る。以下この項において同じ。）の居室にあっては、法第28条第 2 項ただし書の規定により設けられた換気設備（政令第20条の 2 第 1 号八に規定する構造を用いた中央管理方式の空気調和設備に限る。）</u></p> <p>(2) <u>前条第 2 項の表の第 2 号及び第 3 号に掲げる建築物の室（建築物の調理室、浴室その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けたものに限る。）にあっては、法第28条第 3 項の規定により設けられた換気設備（自然換気設備を除く。）</u></p> <p>(3) <u>前条第 2 項の表の第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号に掲げる建築物にあっては、政令第126条の 2 第 1 項の規定により設けられた排煙設備（政令第126条の 3 第 8 号の排煙機を設けた場合に限る。）</u></p>
<p>6 政令第16条第 1 項第 5 号に掲げる建築物（同項の規定により国土交通大臣が定めるものを除く。）</p>	<p>平成29年を始期とし、3年ごとの 9 月 1 日から11月30日まで</p>			

改正前	改正後
<p>(6) <u>前条の表の第1号から第4号までに掲げる建築物</u>にあっては、政令第126条の4第1項の規定により設けられた非常用の照明装置（開放型の蓄電池又は蓄電池と自家用発電装置とを組み合わせたものを予備電源として用いるものに限る。）</p> <p>2 <u>法第12条第3項の規定により知事が指定する工作物は、政令第138条第2項各号に掲げるものとする。</u></p> <p>3 <u>省令第6条第1項に規定する知事が定める報告の時期は、エレベーター及びエスカレーター並びに第2項に規定する工作物にあっては毎年4月1日から翌年3月31日（同日前に法第7条第5項若しくは第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた日又は前回の報告の日から起算して1年を経過する日がある場合は、当該経過する日の属する月の末日）まで、エレベーター及びエスカレーター以外の建築設備にあっては毎年9月1日から11月30日までとする。</u></p>	<p>(4) <u>前条第2項の表の第1号から第3号まで及び第6号に掲げる建築物</u>にあっては、政令第126条の4第1項の規定により設けられた非常用の照明装置（開放型の蓄電池又は蓄電池と自家用発電装置とを組み合わせたものを予備電源として用いるものに限る。）</p> <p>2 <u>省令第6条第1項の規定により知事が定める報告の時期は、次の各号に掲げる特定建築設備等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期とする。</u></p> <p>(1) <u>政令第16条第3項第1号に掲げる特定建築設備等 毎年4月1日から翌年3月31日（同日前に法第7条第5項若しくは第7条の2第5項（いずれも同法第87条の2において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日又は前回の報告の日から起算して1年を経過する日がある場合は、当該経過する日の属する月の末日）まで</u></p> <p>(2) <u>政令第16条第3項第2号に掲げる特定建築設備等 毎年4月1日から翌年3月31日まで</u></p> <p>(3) <u>前項各号に掲げる特定建築設備等 毎年9月1日から11月30日まで</u></p> <p>3 <u>前項第1号の規定は、省令第6条の2の2第1項の規定により知事が定める報告の時期について準用する。</u></p>

改正前	改正後
<p>4 法第12条第3項の規定による検査は、同項の規定による報告の日前2月以内に行わなければならない。</p> <p>5 <u>第1項に規定する建築設備及び第2項に規定する工作物を廃止し、若しくは休止し（当該建築設備及び工作物について、最後に法第12条第3項の報告を行った日から起算して1年を経過する日の翌日以降の日まで休止する場合に限る。）</u>、又は再使用したときは、別記第8号様式による建築設備等廃止・休止・再使用届により届け出なければならない。</p>	<p>4 法第12条第3項（<u>法第88条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。</u>）の規定による検査は、同項の規定による報告の日前2月以内に行わなければならない。</p> <p>5 <u>法第12条第3項の規定により報告を要する特定建築設備等又は工作物を廃止し、若しくは休止し（当該特定建築設備等又は当該工作物について、最後に同項の報告を行った日から起算して1年を経過する日の翌日以降の日まで休止する場合に限る。）</u>、又は再使用したときは、別記第8号様式による建築設備等廃止・休止・再使用届により届け出なければならない。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の建築基準法施行細則（以下「新規則」という。）第6条第2項の表の第1号、第4号及び第5号に掲げる建築物であって、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）に現に存するもの（施行日前にこの規則による改正前の建築基準法施行細則（以下「旧規則」という。）第6条第1項の規定の適用を受けていたものを除く。）の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。以下同じ。）が、この規則の施行後最初に行う法第12条第1項の規定による報告の時期は、新規則第6条第2項の規定にかかわらず、平成28年9月1日から平成29年11月30日までとする。
- 3 政令第129条の3第1項第3号に規定する小荷物専用昇降機又は政令第16条第3項第2号に掲げる特定建築設備等であって、施行日に現に存するもの又は平成29年5月31日までの間に法第7条第5項若しくは第7条の2第5項（いずれも法第87条の2において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けたものの所有者が、この規則の施行後最初に行う法第12条第3項の規定による報告の時期は、新規則第7条第2項第1号及び第2号の規定にかかわらず、平成28年6月1日から平成31年3月31日までとする。
- 4 新規則第7条第1項各号に掲げる特定建築設備等であって、施行日に現に存するもの（施行日前に旧規則第7条第3項の規定の適用を受けていたものを除く。）の所有者が、この規則の施行後最初に行う法第12条第3項の規定による報告の時期は、新規則第7条第2項第3号の規定にかかわらず、平成28年9月1日から平成29年11月30日までとする。